

法人名	法人番号	住所	指名停止期間	該当事項	指名停止理由
株式会社NIPPO	9010001034987	東京都中央区京橋1-19-11	R7.4.11-R7.7.18 10週間 +1ヶ月	指名停止等措置要領別表第15号 (不正又は不誠実な行為)	(株)NIPPOの系列プラントは、東北・関東・北陸・中部・近畿・中国地方整備局、東京航空局が発注した当該業者が受注した工事において、アスファルト舗装工事に使用するアスファルト合材を当該業者が提出していた。このことについて、設計図書(特記仕様書、設計図面等)で「新規骨材によるアスファルト合材(新規アスファルト合材)の使用を指定されていたものの、当該業者は、国土交通省が実施した調査の結果において、発注者との協議を経ず「再生骨材を含むアスファルト合材(再生アスファルト合材)」を使用し、かつ、系列プラントは、製造した「再生アスファルト合材」を出荷伝票には「新規アスファルト合材」と明示したうえで、当該業者へ提出していたことが判明した。当該業者は、系列プラントと密接な人的・資本関係にあり、また、同社から管理指率実績等の報告を受けていたが、(株)NIPPOと系列プラント間で結んでいた契約書に基づき品質管理義務を果たさなかったもの。
鹿島道路株式会社	1010001001805	東京都文京区後楽1-7-27	R7.4.11-R7.7.10 3ヶ月	指名停止等措置要領別表第15号 (不正又は不誠実な行為)	鹿島道路(株)は、北陸・中部・近畿・中国・九州地方整備局発注の工事において、アスファルト舗装工事を受注し、施工したが、契約図書(特記仕様書、設計図面等)で「新規骨材によるアスファルト合材(新規アスファルト合材)の使用を指定されていたものの、国土交通省が実施した調査の結果において、発注者との協議を経ず、「再生骨材を含むアスファルト合材(再生アスファルト合材)」の使用を指定されていた工事へ納入する合材について、再生骨材が用いられることを容認していた。また当該業者は、関東・北陸・中部・近畿・中国・九州地方整備局の工事においてアスファルト舗装工事に使用するアスファルト合材を自ら製造し、当該工事の受注者に対し出していたが、契約図書(特記仕様書、設計図面等)で「新規骨材によるアスファルト合材(新規アスファルト合材)の使用を指定されていたものの、国土交通省が実施した調査の結果において、「再生骨材を含むアスファルト合材(再生アスファルト合材)」を使用し、かつ、製造した「再生アスファルト合材」を出荷伝票には「新規アスファルト合材」と明示したうえで、当該工事の受注者へ提出していたことが判明した。アスファルト舗装工事を受注し、施工した案件同様、受注者に対し出していた案件についても当該業者の合材製造所長等は、契約図書(特記仕様書、設計図面等)で「新規骨材によるアスファルト合材(新規アスファルト合材)の使用を指定されていた工事へ納入する合材について、再生骨材が用いられることを容認していた。四国地方整備局は国土交通省発注の令和6年度国土交通省東海北陸地区建設外工事において令和6年3月4日付けで引き渡しを受けている完成済み工事であるが、国土交通省が実施した調査の結果、本工事においても設計図書と異なるアスファルト合材が使用されていたことが発覚した。
日新興業株式会社	1120001057571	大阪府大阪市淀川区三國本町1-12-30	R7.4.25-R7.6.5 6週間	指名停止等措置要領別表第13号 (建設法違反行為)	日新興業(株)は建設業法施行令第1条の2に規定する額を超える下請契約を、建設業許可を有しない者との間で締結していた。このこと建設業法第28条第1項第6号に該当するとして、建設業許可部局である近畿地方整備局長より、監督処分(営業停止10日間)を受けたもの。
日精株式会社	9010401021610	東京都港区西新橋1丁目18番17号	R7.6.20-R7.8.20 2ヶ月	指名停止等措置要領別表第2第5号 (独占禁止法違反行為)	日精(株)は建設業者が発注する特定地下PS工事において、独占禁止法第2条第6項に規定する不当な取引制限に該当する行為を行い、これが独占禁止法第3条(不当な取引制限の禁止)の規定に違反するものであるとして、公正取引委員会より排除措置命令及び課金納付命令を受けたもの。
住友重機機搬送システム株式会社	5010701005036	東京都品川区西品川1丁目1番1号	R7.6.20-R7.8.20 2ヶ月	指名停止等措置要領別表第2第5号 (独占禁止法違反行為)	住友重機機搬送システム(株)は建設業者が発注する特定地下PS工事において、独占禁止法第2条第6項に規定する不当な取引制限に該当する行為を行い、これが独占禁止法第3条(不当な取引制限の禁止)の規定に違反するものであるとして、公正取引委員会より排除措置命令及び課金納付命令を受けたもの。
フジバスク株式会社	1010901010608	東京都世田谷区上馬4丁目2番5号	R7.6.20-R7.10.20 4ヶ月	指名停止等措置要領別表第2第5号 (独占禁止法違反行為)	フジバスク(株)は建設業者が発注する特定地下PS工事において、独占禁止法第2条第6項に規定する不当な取引制限に該当する行為を行い、これが独占禁止法第3条(不当な取引制限の禁止)の規定に違反するものであるとして、公正取引委員会より排除措置命令及び課金納付命令を受けたもの。
IHI運搬機械株式会社	8010001036712	東京都中央区明石町8番1号	R7.6.20-R7.8.20 2ヶ月	指名停止等措置要領別表第2第5号 (独占禁止法違反行為)	IHI運搬機械(株)は建設業者が発注する特定地下PS工事及び特定エレベーター方式PS設置工事において、独占禁止法第2条第6項に規定する不当な取引制限に該当する行為を行い、これが独占禁止法第3条(不当な取引制限の禁止)の規定に違反するものであるとして、公正取引委員会より排除措置命令及び課金納付命令を受けたもの。
新明和工業株式会社	7140001082323	兵庫県宝塚市新明和町1番1号	R7.6.20-R7.8.20 2ヶ月	指名停止等措置要領別表第2第5号 (独占禁止法違反行為)	新明和工業(株)は建設業者が発注する特定地下PS工事及び特定エレベーター方式PS設置工事において、独占禁止法第2条第6項に規定する不当な取引制限に該当する行為を行い、これが独占禁止法第3条(不当な取引制限の禁止)の規定に違反するものであるとして、公正取引委員会より排除措置命令及び課金納付命令を受けたもの。
関電フアンリティーズ株式会社	8120001126535	大阪府大阪市中央区城見1丁目3番7号	R7.7.4-R7.10.25 3ヶ月と2週間	指名停止等措置要領別表第13号 (建設法違反行為)	関電フアンリティーズ(株)は、大阪市内の複数の民間発注工事において、建設業法第26条第1項の規定に違反して、虚偽の業務経歴の証明を行う不正に資格を取得した資格要件を満たさない者を主任技術者として工事現場に配置していたことが判明した。また当該業者は、建設業法第27条の2第2項から第4項までの規定に違反して、当該業者が実施した工事の経費規模等評価の申請において、建設業法第27条の2第2項から第4項までの規定に違反して、虚偽の業務経歴の証明を行うことにより不正に資格を取得し、虚偽の内容を記載したことが建設業法第28条第1項に該当するとして、公正取引委員会より指示処分を受けたもの。
株式会社KANSOテクノス	9120001077653	大阪府大阪市中央区安土町1丁目3番5号	R7.7.4-R7.9.4 2ヶ月	指名停止等措置要領別表第13号 (建設法違反行為)	(株)KANSOテクノスは、施工管理技術検定試験に係る業務経歴において、不正を行って資格を取得していたことが判明したため、国土交通大臣より技術検定の合格取消が行われた。また当該業者は、建設業法第31条に基づき報告を徴収した結果、不適格者を営業所の専任技術者として配置していたほか、不適格者を主任技術者等として工事現場に配置していたことが建設業法第28条第1項本文及び同項第2号に該当するとして、建設業許可部局である近畿地方整備局長より22日間の営業停止処分を受けたもの。
株式会社かんでんエンジニアリング	8120001062598	大阪府大阪市北区中之島六丁目2番27号	R7.7.4-R7.10.4 3ヶ月	指名停止等措置要領別表第13号 (建設法違反行為)	(株)かんでんエンジニアリングは、施工管理技術検定試験に係る業務経歴において、不正を行って資格を取得していたことが判明した。また当該業者は、建設業法第27条の2第2項から第4項までの規定に違反して、当該業者が実施した工事の経費規模等評価の申請において、建設業法第27条の2第2項から第4項までの規定に違反して、虚偽の業務経歴の証明を行うことにより不正に資格を取得し、虚偽の内容を記載したことが建設業法第28条第1項本文及び同項第2号に該当するとして、建設業許可部局である近畿地方整備局長より22日間の営業停止処分及び指示処分を受けたもの。
パナソニック株式会社	3120001236504	大阪府門真市大字門真1006番地	R7.7.18-R7.8.17 1ヶ月	指名停止等措置要領別表第2第13号 (建設法違反行為)	建設業法第15条第2号及び建設業法第15条第2号の規定に違反して、資格要件を満たさない者を営業所の専任技術者として配置していたことが、同法第28条第1項本文に該当すると認められるとして、指示処分を受けた。
パナソニック産機システムズ株式会社	8010501032913	東京都墨田区押上1丁目1番2号	R7.7.18-R7.9.17 2ヶ月	指名停止等措置要領別表第2第13号 (建設法違反行為)	建設業法第28条第1項の規定に違反して、資格要件を満たさない者を主任技術者として工事現場に配置していたことが、同法第28条第1項第2号に該当すると認められるとして、22日間の営業停止処分を受けた。
パナソニックマーケティングジャパン株式会社	4120001016657	大阪府大阪市中央区城見2丁目1番61号	R7.7.18-R7.9.17 2ヶ月	指名停止等措置要領別表第2第13号 (建設法違反行為)	建設業法第28条第1項の規定に違反して、資格要件を満たさない者を主任技術者として工事現場に配置していたことが、同法第28条第1項第2号に該当すると認められるとして、22日間の営業停止処分を受けた。
パナソニック環境エンジニアリング株式会社	3120901008457	大阪府吹田市垂水町3丁目2番33号	R7.7.18-R7.10.17 3ヶ月	指名停止等措置要領別表第2第13号 (建設法違反行為)	建設業法第26条第1項の規定に違反して、資格要件を満たさない者を主任技術者として工事現場に配置していたことが、同法第28条第1項第2号に該当すると認められるとして、22日間の営業停止処分を受けた。さらに、建設業法第2条第2号及び建設業法第15条第2号の規定に違反して、資格要件を満たさない者を営業所の専任技術者として配置していたことが、同法第28条第1項本文に該当すると認められるとして、指示処分を受けた。
パナソニックEWエンジニアリング株式会社	3120001089786	大阪府大阪市中央区城見2丁目1番61号	R7.7.18-R7.10.17 3ヶ月	指名停止等措置要領別表第2第13号 (建設法違反行為)	建設業法第26条第1項の規定に違反して、資格要件を満たさない者を主任技術者として工事現場に配置していたことが、同法第28条第1項第2号に該当すると認められるとして、22日間の営業停止処分を受けた。さらに、建設業法第2条第2号及び建設業法第15条第2号の規定に違反して、資格要件を満たさない者を営業所の専任技術者として配置していたことが、同法第28条第1項本文に該当すると認められるとして、指示処分を受けた。
株式会社北陽	2120001167312	大阪府大阪市東淀川区菅原7-1-21	R7.7.25-R7.12.24 5ヶ月	指名停止等措置要領別表第13号 (建設法違反行為)	(株)北陽は、令和7年3月31日付けで大阪府より、以下の事由を原因として、建設業法第28条第1項及び第4項の規定に基づく指示処分を受けた。 (1)当該建設業者は、大阪府発注の3件の工事(以下「本件工事」という。)において、建設業法第26条第3項の規定に違反して、他の工事現場に専任主任技術者として配置すべき主任技術者の配置に専任を要する本件工事の工事現場に専任主任技術者として配置した。 (2)当該建設業者は、経費規模等評価の申請において、建設業法第27条の2第2項から第4項までの規定に違反して、工事現場より本件工事の3件の工事の工事現場に配置した主任技術者をA氏と記載すべしと、自ら記載を求め、(株)アイテックから提供した当該工事、建設業法第22条第1項の規定に違反して、一括して(株)アイテックに請負わせた。また、当該工事を事実上代行しているとは認められなかった当該工事の金額を完成工事高に含めて記載するべきではないと、当該工事をしたとして当該工事の金額が鋼構造物工事の完成工事高に含まれるとすを記載した。 また、当該建設業者は、令和7年3月31日付けで大阪府より、以下の事由を原因として、建設業法第28条第3項及び第5項の規定に基づく営業停止処分(25日間)を受けた。 (1)当該建設業者は、大阪府発注の工事において、建設業法第26条第3項の規定に違反して、他の工事現場に専任主任技術者として配置すべき主任技術者の配置に専任を要する本件工事の工事現場に専任主任技術者として配置するべき主任技術者をA氏と記載すべしと、自ら記載を求め、(株)アイテックから提供した当該工事、建設業法第22条第1項の規定に違反して、一括して(株)アイテックに請負わせた。 (2)当該建設業者は、経費規模等評価の申請において、建設業法第27条の2第2項から第4項までの規定に違反して、その請負った建設工事を一括して(株)アイテックに請負わせた。 (3)当該建設業者は、民間発注の工事において、建設業法第27条の2第2項から第4項までの規定に違反して、A氏が他社の工事の現場代理人となっていたにもかかわらず、同氏を「技術職員名簿」に記載をした。これにより得た経営事項審査書大阪府等に提出し、大阪府等がその結果を建築一式工事に係る資格審査に用いた。
株式会社グンエイ	8070001020842	群馬県太田市板田町812番地	R7.8.8-R7.11.7 3ヶ月	指名停止等措置要領別表第10号 (公契約関係係等妨害又は該当)	(株)グンエイ代表取締役らは、群馬県桐生市が発注した新庁舎建設工事において、一般競争入札の条件が自分たちに有利に交渉された旨を、自ら営業を修正させたとして、令和7年8月19日、埼玉・群馬県合同庁舎本部に公契約関係係入札妨害の容疑で逮捕されたもの。
株式会社中央技術コンサルタンツ	5011101013001	東京都新宿区西新宿8-5-1	R7.10.24-R7.12.23 2ヶ月	指名停止等措置要領別表第10号 (公契約関係係等妨害又は該当)	当該事業者の東北支店長は、宮城県仙台市が発注した業務の入札において、仙台市職員が漏洩した情報を入力し、公正な入札を妨害したとして、令和7年7月21日、宮城県警察に公契約関係係入札妨害の容疑で逮捕され、令和7年8月8日、仙台地方検察庁に公契約関係係入札妨害の罪で起訴された。
株式会社ジェイアール東日本企画	7011001029649	東京都渋谷区北参道1丁目5番5号	R7.11.1-R8.8.10 9ヶ月	指名停止等措置要領別表第2第15号(不正又は不誠実な行為)	当該事業者は、国土交通本省及び観光庁が令和5年度に交付した補助金2件に關して、実際の従事状況に基づくと算定した人員費を、当該補助金交付のために必要な実績報告書等に記載して国土交通本省等に提出し、補助金を過大に請求していた。
株式会社岡島電設工業	6150001019481	奈良県磯城郡田原町宮古695-1	R7.11.14-R7.12.25 6週間	指名停止等措置要領別表第2第13号(建設法違反)	当該事業者は、同社が請け負った奈良県奈良市内の工場建設工事において、建設業法第3条第1項第2号に規定する建設業の許可を有していないにもかかわらず、元請業者として同様の取次で建設業法第28条第2号及び建設業法第28条第3号に該当するとして、令和7年9月11日、奈良県知事から建設業法第28条第3項に基づき営業停止処分(7日間)を受けた。
株式会社エレバ	8490001000190	高知県高知市南陽町2番12号	R7.11.21-R8.11 6週間	指名停止等措置要領別表第2第5号(独占禁止法違反)	当該事業者は、民間発注の工事において、建設業法第3条第1項の規定に違反して、同様の許可を受けずに、その請負金額が建設業法第2条第2号の1に規定する額を超える建設工事を請け負った。このこと建設業法第28条第2項第2号に該当するとして、令和7年10月2日、高知県知事より営業停止処分(3日間)を受けた。
東邦車輛株式会社	1070001024734	群馬県邑楽郡邑楽町大字赤堀4120番地	R7.11.28-R8.1.27 2ヶ月	指名停止等措置要領別表第2第5号(独占禁止法違反)	当該事業者は、特定トレーラの販売価格引き上げに關して、令和7年9月24日、公正取引委員会は独占禁止法第3条の規定に違反するものであるとして公表した。
日本トクス株式会社	6180301010542	愛知県豊田市伊勢町南山新田350番地	R7.11.28-R8.1.27 2ヶ月	指名停止等措置要領別表第2第5号(独占禁止法違反)	当該事業者は、特定トレーラの販売価格引き上げに關して、令和7年9月24日、公正取引委員会は独占禁止法第3条の規定に違反するものであるとして公表した。

法人名	法人番号	住所	指名停止期間	該当事項	指名停止理由
株式会社井上電工	2490001004817	高知県四万十市長岡7361番地6	R8.1.9-R8.4.8 3ヵ月	指名停止等措置要領別表第2第10号(公契約関係販売等妨害又は該害)	当該事業者の代表取締役は、高知県土佐清水市が令和7年5月29日に行った「宿泊型多文化共生コミュニティ施設改修工事(電気設備)」の指名競争入札をめぐり、買戻金防止法違反と公契約関係販売入札妨害の疑いがあるとして、令和7年11月1日に高知県警署に通報され、同年12月2日に公契約関係販売入札が暫定で高知地方検察庁に起訴された。
日本交通技術株式会社	7010501018351	東京都台東区上野7丁目11番1号	R8.2.20-R8.6.19 4ヵ月	指名停止等措置要領別表第2第5号(独占禁止法違反)	当該事業者は、地方公共団体等が発注する東海旅客鉄道(株)が管理する線路の踏線橋点検業務に関して、共同して、受注予定者を決定し、受注予定者が受注できるようにすることにより、競争を実質的に制限していた。このことから、令和7年12月19日、公正取引委員会は、上記の行為は、独占禁止法第3条の規定に違反するものであるとして、当該事業者に対し、排除措置命令及び課徴金納付命令を行った。
大日コンサルタント株式会社	9200001003031	岐阜県岐阜市飯田南3丁目1番21号	R8.2.20-R8.6.19 4ヵ月	指名停止等措置要領別表第2第5号(独占禁止法違反)	当該事業者は、地方公共団体等が発注する東海旅客鉄道(株)が管理する線路の踏線橋点検業務に関して、共同して、受注予定者を決定し、受注予定者が受注できるようにすることにより、競争を実質的に制限していた。このことから、令和7年12月19日、公正取引委員会は、上記の行為は、独占禁止法第3条の規定に違反するものであるとして、当該事業者に対し、排除措置命令及び課徴金納付命令を行った。
株式会社トーニテコンサルタント	4011001015552	東京都渋谷区本町1丁目13番3号	R8.2.20-R8.6.19 4ヵ月	指名停止等措置要領別表第2第5号(独占禁止法違反)	当該事業者は、地方公共団体等が発注する東海旅客鉄道(株)が管理する線路の踏線橋点検業務に関して、共同して、受注予定者を決定し、受注予定者が受注できるようにすることにより、競争を実質的に制限していた。このことから、令和7年12月19日、公正取引委員会は、上記の行為は、独占禁止法第3条の規定に違反するものであるとして、当該事業者に対し、排除措置命令及び課徴金納付命令を行った。
丸栄調査設計株式会社	3190001010522	三重県松阪市大口町102-2	R8.2.20-R8.6.19 4ヵ月	指名停止等措置要領別表第2第5号(独占禁止法違反)	当該事業者は、地方公共団体等が発注する東海旅客鉄道(株)が管理する線路の踏線橋点検業務に関して、共同して、受注予定者を決定し、受注予定者が受注できるようにすることにより、競争を実質的に制限していた。このことから、令和7年12月19日、公正取引委員会は、上記の行為は、独占禁止法第3条の規定に違反するものであるとして、当該事業者に対し、排除措置命令及び課徴金納付命令を行った。
株式会社香山組	8150001013292	奈良県北葛城郡王寺町元町2丁目14番21-1号	R8.3.6-R8.4.5 1ヵ月	指名停止等措置要領別表第2第13号(建設業法違反)	当該事業者の経営業務管理責任者である代表者は、令和4年12月から令和5年2月までの間、他社が発注した公共工事において、自身を主任技術者として通知し、主任技術者が務めるべき業務に従事していた事実が認められた。当該工事期間は、(株)香山組での職務に専ら従事していたとは認められないことから、建設業法第7条第1号に違反すると認められた。このことが、建設業法第29条第1項本文に該当するとして、奈良県は、令和8年1月7日付けで、建設業法の規定に基づく警告処分(指示処分)を行った。